

平成13年4月6日

各 位

会 社 名 株式会社日本ユニパックホールディング
代表者名 取締役社長 小 林 正 夫
(コード番号 3893 東証第1部)

重要な子会社の独占禁止法に関わる措置対応について

当社の連結子会社である日本製紙株式会社および大昭和製紙株式会社が、本日、独占禁止法に関わる措置対応について、別紙のとおり決定しましたのでお知らせします。

本件に関するお問い合わせは、別紙記載の日本製紙および大昭和製紙にお願いいたします。

企画・管理グループ担当
取締役 佐藤 俊 郎
TEL 03-3218-9300

以 上

独占禁止法に関わる措置対応について

日本製紙株式会社及び大昭和製紙株式会社は、「コート紙、上級印刷用紙等の年産50万トン相当の設備および営業の第三者への譲渡」について検討して参りましたが、その対応および進捗状況を公正取引委員会にご報告いたしました。骨子は以下のとおりです。

1. 対象設備および譲渡方法

本措置は両社で対応することとし

- ・日本製紙(株)は、子会社である大竹紙業(株)の株式を第三者に譲渡することにより、その結合関係を解消いたします。(上級紙・塗工紙等年間生産能力 約26万トン)
- ・大昭和製紙(株)は、3台の塗工機(本社工場富士31号、32号、吉永30号)と営業を100%子会社である富士コーテッドペーパー(株)に譲渡し、さらにその後同社株式を第三者に譲渡し結合関係を解消いたします。(塗工紙年間生産能力 約24万トン)

なお、譲渡方法については、上記2社の株式を一括して一社に売却することを基本に、検討して参ります。

2. 今後の取り組み

今後、両社は第三者に関心の有無を打診して参りますが、売却価格の算定など売却条件を詰めた上で、選定した売却先候補と順次具体的に折衝を行い、出来るだけ平成13年度中に売却先を確定したいと考えています。

また、本措置の実行に当たっては、ユーザー及び代理店の方々にご迷惑のかからない様十分配慮しながら、期限である平成16年3月末までに実行したいと考えています。

なお、窓口は日本製紙(株)企画本部経営企画部に一本化して対応いたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

日本製紙株式会社
経営企画部 福永行雄

TEL 03-3218-8036

大昭和製紙株式会社
経営企画部 久保田潤吾

TEL 03-3242-7340